



健康長寿優秀市町村表彰式 ～ 幸手市 優秀賞受賞 ～

問合せ

健康増進課

☎ (42) 8421

7月17日(火)知事公館において「健康長寿優秀市町村表彰式」が行われました。幸手市は、昨年度の「優良賞」からランクアップし、「優秀賞」を受賞しました。

幸手市は、運動習慣の定着と健康寿命の延伸を図り、医療費削減につながるよう、平成27年度から「めざせ!毎日一万歩運動教室」に取り組んできました。また、教室終了後も継続して運動ができるよう、地域に健康づくりを広めるウォーキングリーダーを養成し、ウォーキングマップをリニューアルしたり、毎月自主的に活動する「ウォーキングday」を設けるなどの環境づくりを行いました。

これらの事業の結果、参加者には心身ともに効果が見られ、年間医療費(外来)も一人あたり7,562円の抑制につながりました。今回の受賞はこれらの取り組みが評価されたものです。

今後は、18歳以上の市民であれば参加できる埼玉県コバトン健康マイレージ事業に移行し、運動習慣の定着を図るようにします。また、骨粗しょう症検診を拡充し、口コモ予防も含む健康づくりにも力を入れていきます。ぜひ、みなさんもご参加ください。



予防接種はお済みですか

問合せ

健康増進課 ☎ (42) 8421

FAX (42) 2130

子どもの予防接種

① 麻しん(はしか)・風しん第1期

対象 1歳〜2歳になる前日まで

費用 無料

② 水痘(水ぼうそう)

対象 1歳〜3歳になる前日まで

費用 無料

※①、②については、生後1か月のときに冊子にて予診票を郵送

しています。

③ 麻しん(はしか)・風しん第2期

対象 平成24年4月2日〜平成25

年4月1日生まれ(年長児)

費用 無料

④ 二種混合

対象 平成18年4月2日〜平成19

年4月1日生まれ(小学6年生)

費用 無料

※③、④については、4月上旬に予診票を郵送しています。実施期

間は、平成31年3月31日までです。

⑤ 日本脳炎

【日本脳炎(第1期)】

対象 7歳6か月になる前日まで

※3歳になる月の月末に予診票を

郵送しています。

【日本脳炎(第2期)】

対象 9歳〜13歳になる前日まで

※標準的な接種年齢は小学4年生

※小学4年生になる4月上旬に予

診票を郵送しています。

【日本脳炎(特例)】

対象 平成7年4月2日〜平成19

年4月1日生まれの人で20歳に

なる前日まで

※高校3年生になる4月上旬に予

診票を郵送しています。それ以

外の人で接種を希望される場合

は、母子手帳を持参し、健康増

進課窓口までお越しください。

※接種の前には、必ず母子手帳で

接種歴を確認してください。

※予診票がない人は、母子手帳を

持参し健康増進課窓口までお越

しください。

高齢者の予防接種

▼高齢者肺炎球菌

この予防接種は、本人の希望に

より接種します。

対象 ①平成31年3月31日現在で

65・70・75・80・85・90・95・100歳の人(左記年齢早見表)を参照してください。

②接種日に60歳以上65歳未満で、

心臓、じん臓、呼吸器、ヒト

免疫不全で身体障害者手帳1級

相当の人(身体障害者手帳を医

療機関に提示してください。)

※すでに23価肺炎球菌ワクチン

(ニューモバックスNP)を受け

た人は対象外です。

※平成31年度以降は65歳の人のみ

対象予定です。

費用 5000円

※生活保護世帯、中国残留邦人な

どの支援給付制度受給者は無料。

申込み 65歳の人には4月上旬に

予診票を郵送しています。それ

以外の方は健康増進課へ電話、

または来所にてお申し込みいた

だき、予診票の交付を受けてか

ら接種してください。

年齢早見表

65歳	S28.4.2 ~ S29.4.1
70歳	S23.4.2 ~ S24.4.1
75歳	S18.4.2 ~ S19.4.1
80歳	S13.4.2 ~ S14.4.1
85歳	S 8.4.2 ~ S 9.4.1
90歳	S 3.4.2 ~ S 4.4.1
95歳	T12.4.2 ~ T13.4.1
100歳	T 7.4.2 ~ T 8.4.1

子どもを養育するひとり親家庭などへの 給付制度のお知らせ

問合せ こども支援課 ☎(42) 8454 ・ ☎(43) 5600

児童扶養手当

対象 つぎのいずれかの要件に該当する子どもを養育している父、母、または養育者

- ①父母が婚姻を解消した子ども
- ②父または母が死亡した子ども
- ③父または母に一定の障がいがある子ども
- ④父または母の生死が明らかでない子ども
- ⑤父または母に1年以上遺棄されている子ども
- ⑥父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた子ども
- ⑦父または母が1年以上拘禁されている子ども
- ⑧婚姻によらないで生まれた子ども

手当の金額

子どもの人数	月額(全部支給)	月額(一部支給)
1人の場合	42,500円	42,490円～10,030円
2人目加算額	10,040円	10,030円～5,020円
3人目以降加算額	6,020円 (1人につき)	6,010円～3,010円 (1人につき)

※手当月額は、受給資格者・扶養義務者などの所得や扶養親族数によって決定します。また、法律改正などにより変更になります。

特別児童扶養手当

対象 身体などに一定の障がいがある20歳未満の子どもを養育している人

手当の金額

1級 月額51,700円 2級 月額34,430円
※施設に入所している、または、障害年金を受給している場合を除きます。

ひとり親家庭等医療費支給

医療保険制度で医療にかかった場合の医療費支給制度です。

対象 つぎのいずれかの要件に該当する人

- ①父子家庭の父とその子ども
- ②母子家庭の母とその子ども
- ③父母のいない子どもとその養育者
- ④父または母に一定の障がいがある子どもと監護する母または父

※所得制限があります。

※対象となる「子ども」とは、18歳になった年の年度末まで(一定の障がいがある場合は20歳になるまで)です。

人権それは愛

世界人権宣言

画期的な宣言の採択から

70周年を迎えて



世界人権宣言は、1948年12月10日に国際連合の第3回総会の場で採択されました。

この宣言は基本的人権尊重の原則を定めたものであり、初めて人権保障の目標や基準を国際的にうたった画期的なもので、世界各国の憲法や法律に取り入れられるとともに、様々な国際会議の決議にも用いられています。

この条文の第7条では、「すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。」とあり、人はみな

8月は「人権尊重社会をめざす
県民運動強調月間」です。

県では、「すべての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会」の実現に向けて、「人権尊重社会をめざす県民運動」を展開しています。

平等で差別的な扱いをされることはないと言っています。しかし、宣言の採択から70年を迎え、今なお同問題をはじめとした多くの人権問題が残り、インターネット上の差別的な書き込みなど新たな問題も発生しています。私たち一人ひとりが人権問題の様々な課題に目を向け、身近な問題であると感じることが、人権問題解決の第一歩となるのではないのでしょうか。